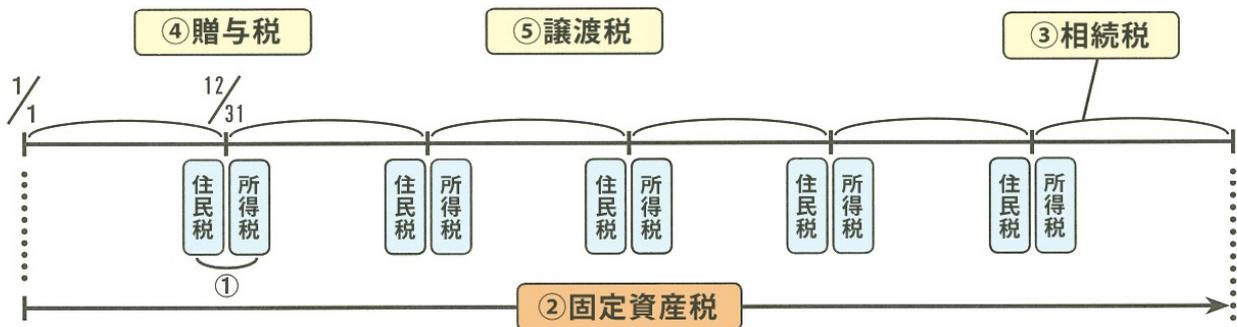


人生の税金 その①相続税は所得税の補完税？



「100分の5」に入っている人には、①②③がかかります。不動産所得、事業所得、給与所得等の収入があれば出てくる税金です。さらに④⑤は、贈与や売却をした場合に出てくる税金ということになります。

1. 所得税と相続税

「相続税は所得税の補完税」とよく言われます。これはどういうことかと言えば、お元気なときの毎年の収入に対しては、所得税という税金がかかります。サラリーマンなら会社での年末調整で、自営業者の方なら翌年の3月15日までの確定申告で、1年分の収入に対して所得税が決定します。所得税の他に、その収入に対しては住民税が課税され、所得税と住民税を合わせた最高税率は実に50%になります。つまり、100円稼いで50円税金ということです。この高額な税金を払えば通常は財産なんて残せないと考えますが、それでも財産がある人は元気なときの所得税や住民税の課税に漏れがあったものと見られているようです。その課税漏れを補うことこそが相続税の課税だという意味で、所得税の補完税と言われているのです。

2. 固定資産税と相続税

たくさんの土地を所有している方々に、一番の悩みはと聞くと、「固定資産税の支払い」という返事がすぐ返ってきます。

確かに毎年のことですし、所得税のように収入があれば課税するというのとは異なり、土地を持っているというだけで課税されますので、未利用で収入のない土地に対する固定資産税の支払いは大仕事だと思います。

しかし、その土地が稼ぐようにしたり、アパート等の住居系の建物を建築して固定資産税を少なくする努力をすることもできます。

一番問題なのは、目先の固定資産税だけに気を奪われ、人生の最後に来る大きな相続税の存在を忘れてしまうことです。人生一生分の税金を考えるなら、実は最後に来る相続税を試算することから始めるべきなのです。

3. 譲渡税と相続税

例えば現在、一般に所有土地を売却したときの税金は、20%（所得税15%と住民税5%）です。この売却は有利かどうかを考えると、自分の万が一のときの相続税は仮に40%かかるということを知っていれば、「人生最後まで持ち続けて40%の税金を払うより、今売却して20%の税金で済ませてしまったほうが20%も得だ」という一つの判断の基準にもなることでしょう。

4. 贈与税と相続税

贈与税もまた相続税の補完税と言われる税金ですが、細かいことは別として、税率のテーブルだけを見ても10%~50%です。相続税の税率も10%~50%ですから、仮に人生最後にかかる相続税が40%だという人であれば、40%未満の税率ですむ贈与を繰り返せばその差額分がお得という考え方もあるかと思えます。



足元の固定資産税の支払いに気をとられ、下ばかり向いて歩いていると、何が本当に重要な問題か見えなくなります。ある日、ふっと顔をあげたら、相続税という大怪獣が口をあけて待っていたなんてこともありますよ。